

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：菅浜棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

菅浜棚田 26.2ha

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

令和12年3月末まで、菅浜棚田の農地について現状（耕作放棄地なし）を維持する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成

令和12年3月末まで、菅浜棚田と隣接する「はーぶ&れもん園」でハーブ300株を良好に維持する。

そのため、毎年150株（計750株）を植替える。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興

令和12年3月末までに、地域コミュニティの強化や観光客の集客を目的とした、新たな体験や催しものを年に1回以上計画し、年間3,000人の集客を目指す。

3 計画期間

計画認定～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

菅浜集落のまちづくりを進める「わくわく協働体」と連携し、菅浜棚田の農地を維持する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成

菅浜棚田区域に隣接する「はーぶ&れもん園」へのハーブの植替を「わくわく協働体」と連携して行う。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興

「わくわく協働体」と連携し、新たな体験や催しものを計画し、地域コミュニティの強化や観光客の集客を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

菅浜棚田協議会は農業者、地域住民、美浜町で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

菅浜地区では、集落の地域づくりを目指し、集落独自で「菅浜わくわく協働体」を設立。菅浜棚田協議会と菅浜わくわく協働体は連携して各種活動に取り組む。